

一般社団法人ディスプレイ国際ワークショップ賛助会員規定

2014年5月27日制定

2015年4月17日改定

2021年5月17日改定

第1章 賛助会員

(目的)

第1条 一般社団法人 ディスプレイ国際ワークショップの賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項を定める。

(賛助会費・加入期間)

第2条 賛助会員の会費は年額10万円以上（1口10万円、1口以上）とする。

2 既納の賛助会費は、いかなる場合もこれを返還しない。

3 賛助会員の加入期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(入会)

第3条 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書によって申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(特典)

第4条 会員への特典は次の通りとする。

(1) IDW から発行する Announcement、Call For Papers、Advance Program、Final Program および開催計画書、開催報告書等にて、本学会に関する情報を受けることができる。

(2) 賛助会員には、Proceedings を送付する。

(3) 申込期限までに申し込みがあった場合、社名を Proceedings と IDW Website に掲載する。

(4) 開催報告書には、社名を掲載する。

(5) 申込期限までに申し込みがあった場合、社ロゴを Advance Program 公開サイト、Final Program 公開サイト及び IDW Website に掲載する。

(6) 2口以上を申し込まれた賛助会員は、口数から1口を差し引いた枚数の無料参加登録券を送付する。

(7) 当年度実行委員会が定めたもの。

(議決権)

第5条 賛助会員は一般社団法人 ディスプレイ国際ワークショップ 社員総会に対する議決権は有しない。

(附則)

1. 本規定の変更に当たっては、理事会の議決を要する。

2. 本規定の変更は理事会の議決日から施行する。